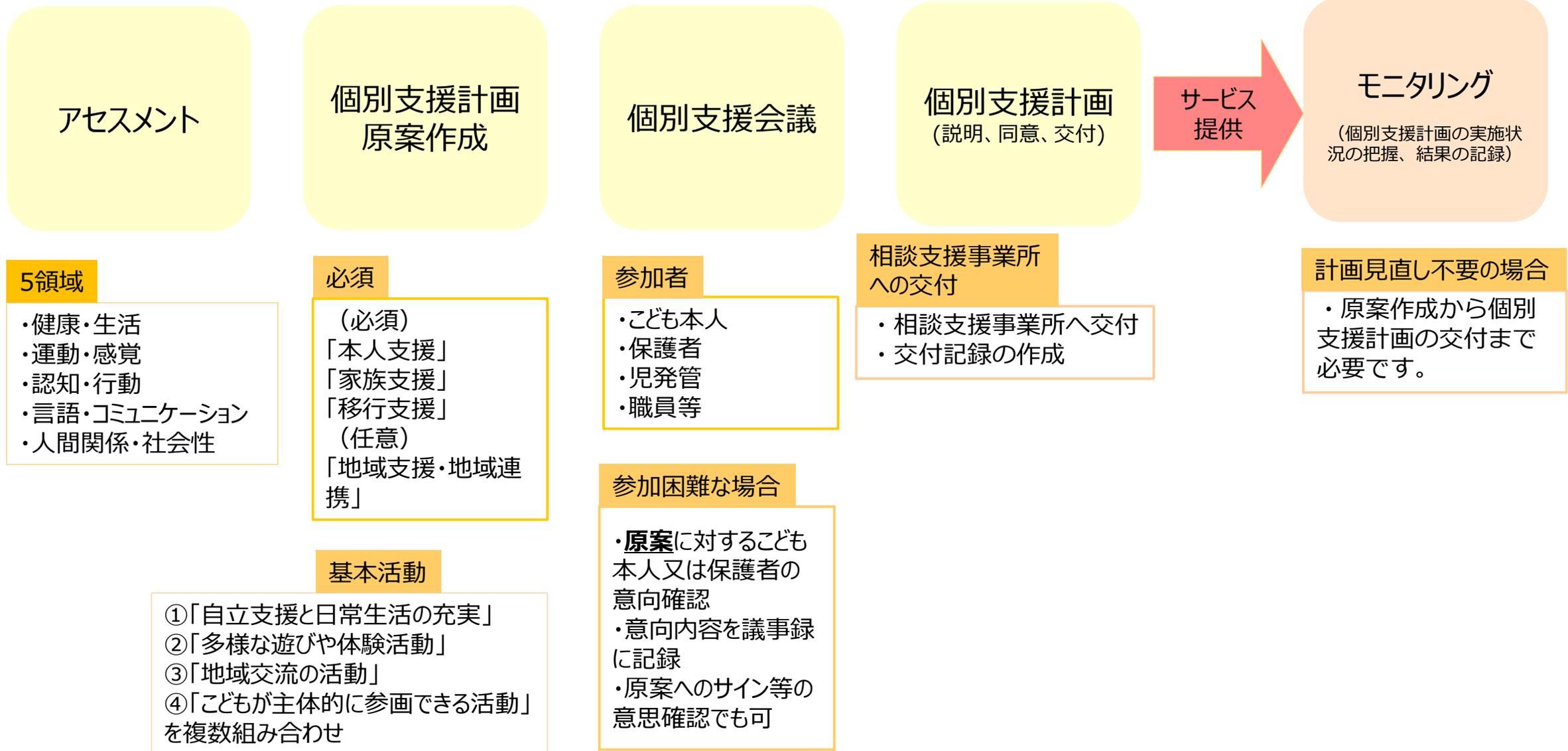


放課後等デイサービス事業者説明会資料

令和8年2月26日
姫路市 障害福祉課



個別支援計画の一連の流れ





Musicco step 実践事例発表

児童発達支援・放課後等デイサービス Musicco step
児童発達支援管理責任者 田中利奈

本人支援：Musicco stepの療育内容

- 児童発達：個別または2～3人の小集団療育
- 放課後デイ：6～8人程度の集団療育
 - 小学生メイン（支援学校1～2割、地域校8割）
- ビジョントレーニング（眼球トレーニング、粗大運動、巧緻作業）
- 音楽療法
- 就学前療育
- クッキング、製作、運動遊び、ボードゲーム、感触遊び、防災教育、お出かけプログラム、SSTなどを通じた体験的療育

本人支援：大切にしていること

- 集団の一員として活動する
- その中で個々の課題を意識
- 個別支援計画の作成と内容の共有

5領域に基づいた個別支援計画例

■ 健康や生活

生活自立やマナーに関すること (SST)、ライフスキルサーキット、クッキング、
買い物体験、余暇活動など

■ 運動や感覚

運動遊び、感触遊び、音楽療法、ボードゲーム、クッキング、
ビジョントレーニング、感覚特性へのアプローチなど

■ 認知や行動

工作、SST、ビジョントレーニング、ボードゲームなどルールのある遊び、
絵日記、クイズ遊びなど

5領域に基づいた個別支援計画例

■ 言語やコミュニケーション

支援者との日々の会話、友達との相談、気持ちや要求の言語化（代弁）、連想ゲーム、しりとり、音楽療法、カード（イラスト・ひらがな）

■ 人間関係や社会性

信頼関係の構築、協力して作り上げる工作、

チームで相談しながら進めるボードゲーム、共同で新聞作り

- ・ 最低半年に一度の
個別面談

- ・ ペアレント
トレーニング

保護者支援

移行支援

- ・ 担当者会議への参加
- ・ 共有ファイルの作成
日々のサービス提供記録を印刷
学期ごとにファイリング
例：1学期分を夏休みに共有

単なる預かりではなく、
子どもの困り感に寄り添い
苦手を和らげる。
子どもの得意を伸ばす。
そういう支援ができる事業所に

まとめ



ご清聴

ありがとうございました

オリオンでの実例紹介

～5領域の視点とPDCAサイクル～

社会福祉法人 五倫会
放課後等デイサービス オリオン
管理者兼児童発達支援管理責任者 村上弘晃

01

法人紹介

五倫会グループについて



指定障害者支援施設
姫路暁乃里

- 生活介護
- 施設入所支援
- 短期入所
- 日中一時支援



障害福祉サービス事業所
太陽の郷

- 生活介護
- 就労継続支援B型



放課後等デイサービス
オリオン

- 放課後等デイサービス



共同生活援助事業所
チャレンジ

共同生活援助
(介護サービス包括型)



相談支援事業所
ふらっと

相談支援
(一般・特定・障害児)



姫路地域相談窓口
ひめりんく

東部ひめりんく

当事業所の詳細

01 法人紹介

事業所名 オリオン

基本方針 楽しく学び、楽しく遊ぶ

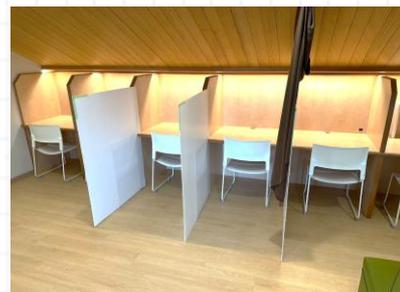
定員 20人

所在地 姫路市飾磨区阿成植木858番地

職員数 9名

特徴

スケジュール等の視覚支援、表出支援、構造化に力を入れています。



02

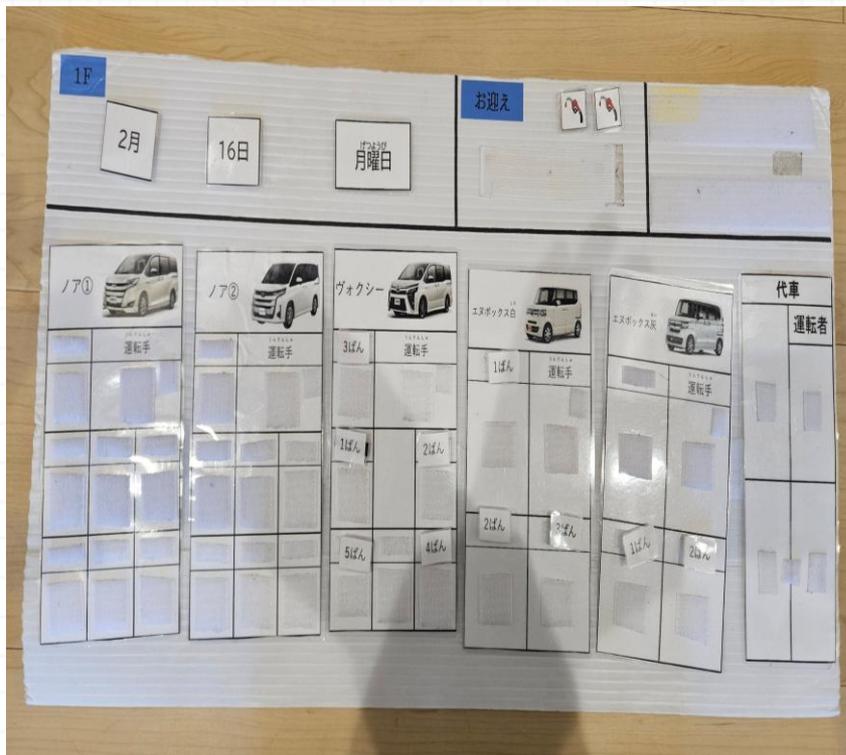
5領域について

5領域について

項目	内容
健康・生活	<ul style="list-style-type: none">・ 身辺自立へ向けた支援（手洗い、トイレ、片付け、更衣等）・ 挨拶が出来るようになるための支援（言語、動作等）
運動・感覚	<ul style="list-style-type: none">・ 身体機能の向上へ向けた支援（体操等）・ リフレッシュするための支援（ダンス、庭での運動・あそび等）
認知・行動	<ul style="list-style-type: none">・ 視覚による支援（スケジュール、行動における手順書等）・ 構造化支援（場所の棲み分け、集中できる個別スペース等）
言語・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none">・ 意思の表出に向けた支援（絵カードコミュニケーション、トークンエコノミー、選択できる環境の提供）・ 多様な表出手段の獲得に向けた支援（同上）
人間関係・社会性	<ul style="list-style-type: none">・ 他者との関わり方における支援（順番を待つ、要求の仕方や適切な言葉がけ等）・ 交流の機会を提供（全体活動への参加、特性に応じた配慮をした上での促しまたは意思決定等）

視覚支援（一部）

- ①見通しが立たない不安から療育に集中できないということを避ける為に掲示しています。
- ②「人手掛かり」を出来るだけ無くし、自身で行動移行が出来るように掲示しています。



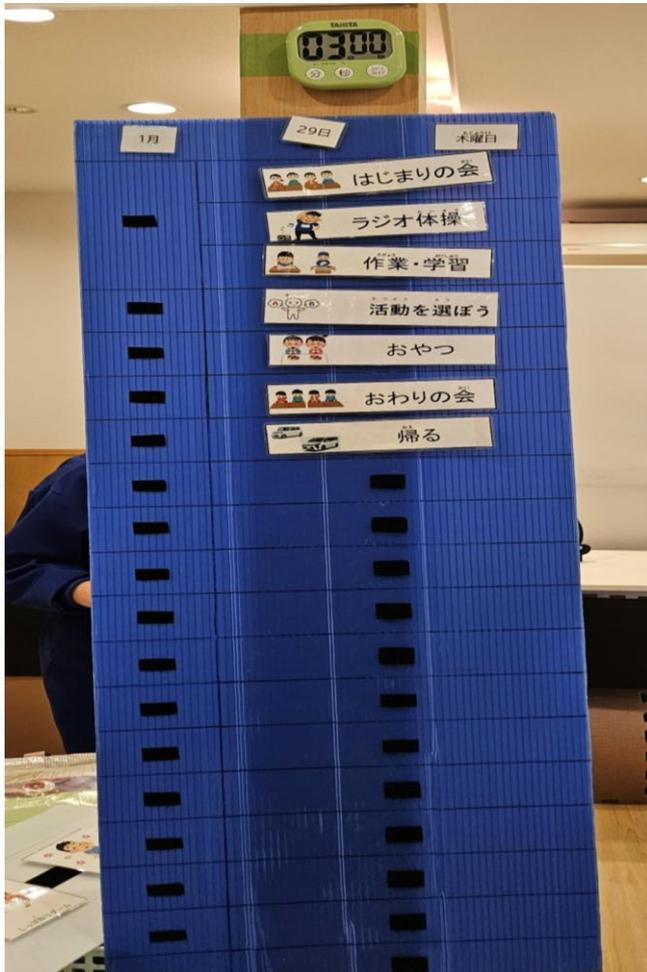
視覚支援（一部）

- ①自身での行動が現状難しい児童は持ち運びverで職員と一緒に確認をしながら進めていきます。
- ②手洗い場の手順書を確認しながら練習をしていきます。



視覚支援（一部）

◇全体スケジュール

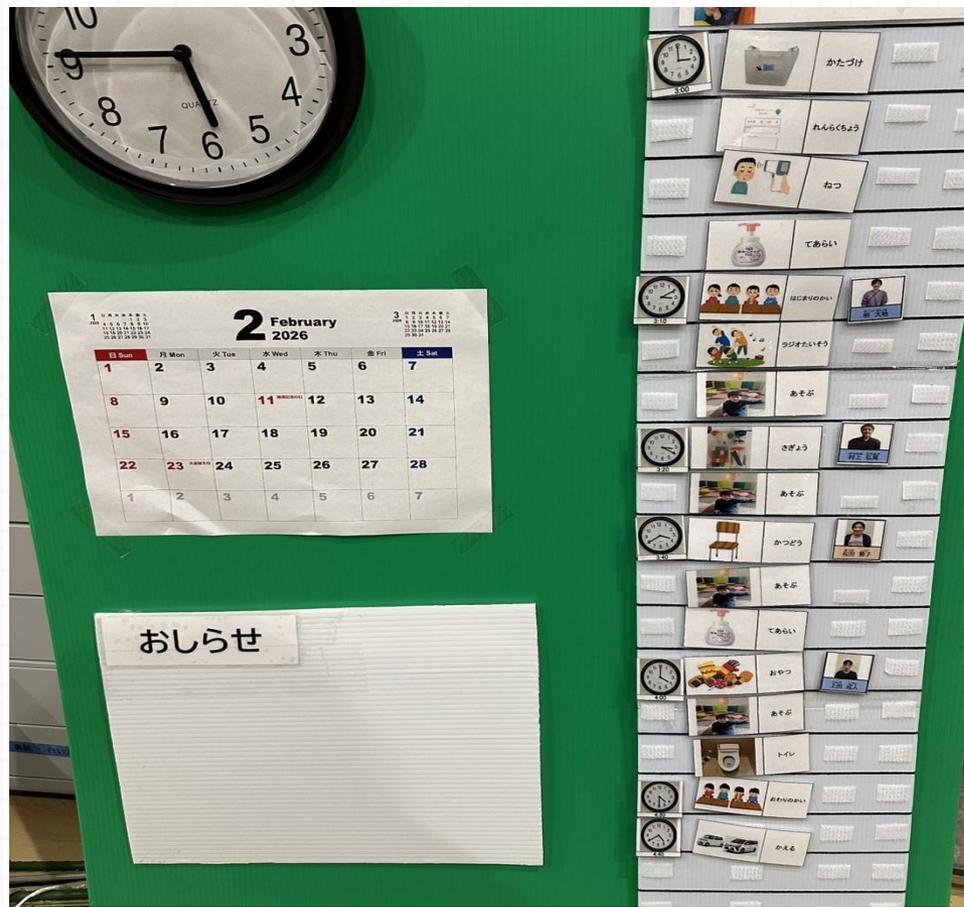


◆個別スケジュール



視覚支援（一部）

◆個別スケジュール



視覚支援（一部）

①余暇時の選択です。



②おやつは毎日好きなものを選んでもらいます。金額を指定して買い物学習も兼ねています。



03

個別支援計画とPDCAサイクルについて

大切にしていること

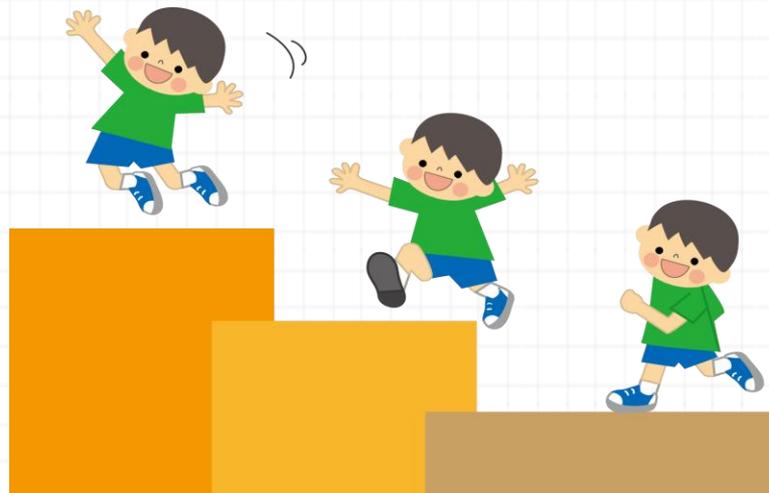


【日々の確認と振り返り】

- ・朝礼時に利用児童ひとりひとりに対する提供内容を確認する。
- ・終礼時に提供内容に関する振り返りをする。
- ・送迎時に保護者と話した内容の共有をする。

【長期目標と短期目標】

- ・スモールステップで無理なく確実に。
- ・しっかりとフェーズを設定する。
- ・本人の意思を確認する。
- ・冰山モデルの考え方を意識する。



目 次

I. はじめに	
1. ガイドライン策定の背景	1ページ
2. ガイドラインの趣旨	2ページ
II. 総論	
1. 意思決定支援の定義	3ページ
2. 意思決定を構成する要素	3ページ
3. 意思決定支援の意義（自立・地域生活等）	6ページ
4. 意思決定支援の基本的原則	6ページ
5. 多様な視点からの検討	8ページ
6. 成年後見人等の権限との関係	8ページ
III. 各論	
1. 意思決定支援の枠組み	11ページ
2. 意思疎通と合理的配慮	13ページ
3. 根拠となる記録の作成	13ページ
4. 職員の知識・技術の向上	15ページ
5. 経験値獲得のための各種支援・試行	15ページ
6. 関係者、関係機関との連携	17ページ
7. 本人と家族等に対する説明責任等	18ページ
IV. 意思決定支援の具体例	
1. 各段階での留意点等	21ページ
2. 各場面での具体例	
1) 日常生活・社会生活	27ページ
2) 将来展望・地域移行	29ページ
3) その他	31ページ
3. よくある質問（Q&A）	34ページ
参考資料	
意思決定支援チェックリスト	68ページ
記録様式等	87ページ
引用・参考文献	93ページ
検討委員会	93ページ

冰山モデル

見えている行動だけに着目せず行動の背景を考えることが重要

課題となっている行動

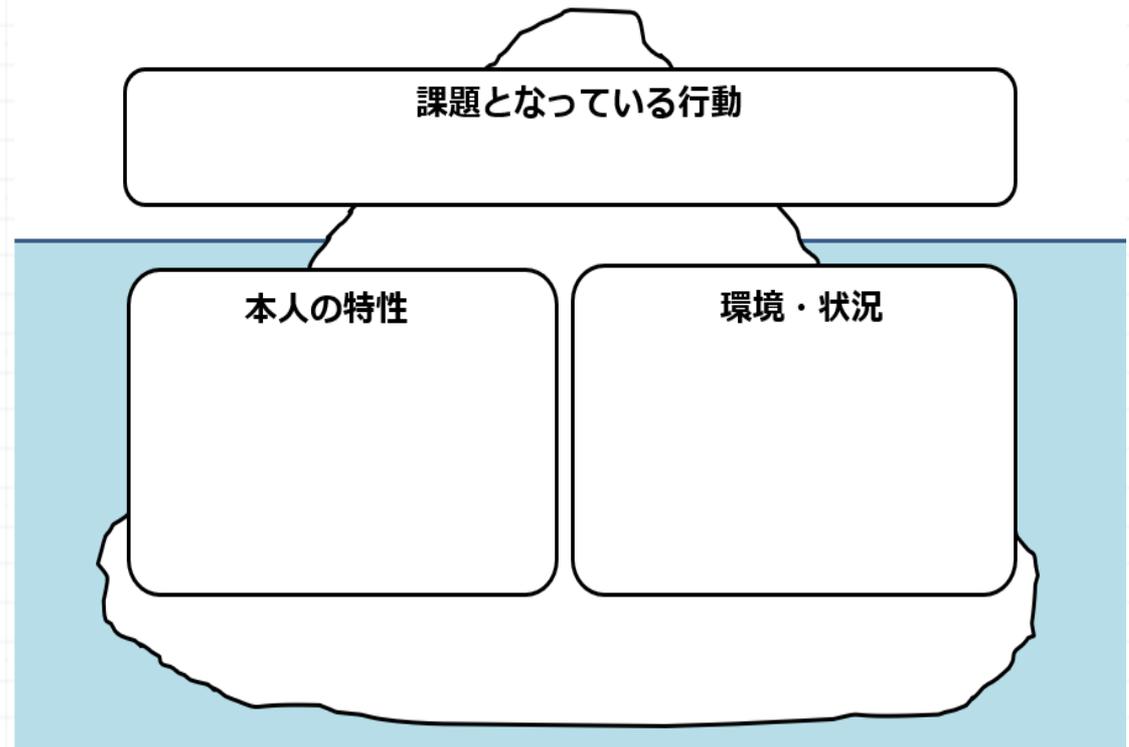
- ・見通しが立たず確認行動が多い。
- ・上手く気持ちを伝えられず叩いてしまう。
- ・音に敏感で騒がしい部屋に入れない。

本人の特性

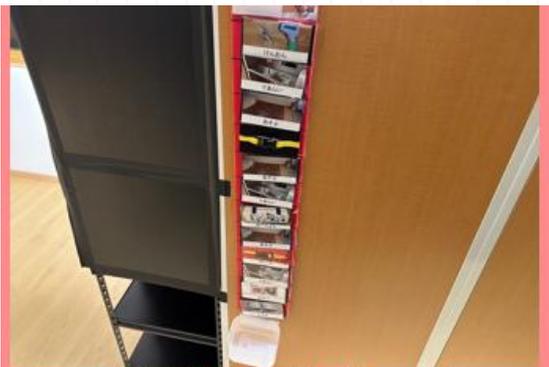
- ・自閉スペクトラム症
- ・知的障害
- ・その他

環境・状況

- ・困り感やストレスの要因となっている環境や状況。



支援内容を見直した事例～ムーヴ＆マッチ～



スケジュールボード



検温



飲食



作業



手洗い



遊び

最後に私たちが目指していくもの

児童ひとりひとりの持つ個性を大切に、人間性を磨き、専門性を獲得していきます。
そして、児童ひとりひとりのことを一番よく知る事業所を目指し、将来を見据えた支援プログラムを構築していきます。

そのうえで子ども達には

- ・たくさんの経験をしてもらいます。（「失敗」の経験もしましょう。）



うちの子、
上手く出来ないとすぐ怒っちゃうから
失敗しないように気を付けなきゃ！

失敗を恐れ、依存しがちになることも。



失敗してもいいよ！
大丈夫大丈夫！
自分で選ぶ楽しさと、
それが叶う嬉しさを
味わおう！

自己肯定感の向上やチャレンジ精神が養われる。

ご清聴ありがとうございました



【監査指導課】

運営指導結果及び届出における留意事項

令和8年2月26日

姫路市役所 監査指導課

本日の集団指導で監査指導課がお伝えすること

運営指導の実績

- ・令和7年度、6年度の運営指導における障害児通所支援事業所へ行った指摘事項の抜粋

人員配置のおさらい

- ・手引き「障害児通所支援の人員基準等について」を活用しよう！
- ・こんなところに落とし穴、、、の紹介

お知らせ・情報発信

- ・届出の標準様式について、こども性暴力防止法施行について

運営指導の実績

運営指導等について

運営指導とは？

運営指導は、事業者等に対し一定期間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、3年に1回以上）ごとに行われるもので、事業者等の事業所内において実施します。運営指導は、市の担当職員による書類等の確認や関係者等へのヒアリング、事業所内見学等により実施し、主に運営面の指導と報酬請求指導を行います。

どんな流れで実施されるの？

姫路市ホームページ [障害福祉サービス事業] [障害児通所支援事業]
運営指導 URL : <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008533.html>
をご確認ください。

運営指導等の実績

注意すべき点が把握できる！？

どの書類の何を見られるのか？

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書に基づき確認

[子どもまんなか](#) | [ホーム](#) | [子ども向け](#) | [相談窓口](#) | [子育て中の皆さんへ](#) | [自治体の方](#) | [Global S](#)
子ども家庭庁

[ホーム](#) > [政策](#) > [障害児支援](#) > [障害児支援施策](#) > [令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について](#) > [指導監査の標準様式等一覧](#)

指導監査の標準様式等一覧

- 01【児童発達支援】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）（Excel/78KB）
- 02【放課後等デイサービス】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）（Excel/69KB）
- 03【居宅訪問型児童発達支援】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）（Excel/48KB）
- 04【保育所等訪問支援】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）（Excel/48KB）
- 05【福祉型障害児入所施設】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）（Excel/63KB）
- 06【医療型障害児入所施設】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）（Excel/58KB）
- 07【障害児相談支援】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）（Excel/48KB）

子ども家庭庁ホームページ
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei/shidokansa>

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表） （指定児童発達支援）				
事業所名		点検年月日		
点検者氏名				
(注) 下線を付した項目が標準確認項目				
確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
17 児童発達支援計画の作成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第27条第1項		個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令15第27条第6項		個別支援計画
	(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。	平24厚令15第27条第7項		保護者に交付した記録 個別支援計画
	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	平24厚令15第27条第8項		個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録

運営指導におけるよくある指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容

①従業者の員数

・特例超過により10人を超える障害児を受け入れているが、サービス提供時間を通じて児童指導員又は保育士を3人配置していなかった。

→多機能型事業所の場合、放課後等デイサービスだけでなく、児童発達支援のサービス提供時間中も3人配置しなければならない。

姫路市ホームページ「放課後等デイサービス支給量変更に伴う定員の取扱い」 [U R L : https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000025594.html](https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000025594.html)

放課後等デイサービスに係る定員超過（特例超過）の取扱いに係るQ & A（令和5年10月19日）より

運営指導におけるよくある指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容

②定員の遵守

- ・ 特例超過で認められている12名（定員10名の場合、2割までは可）を超えて、利用児を受け入れている日があった。

→災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合以外は定員（特例超過の場合は特例超過で認められている数）を超えて受け入れてはならない。定員超過減算にならないければ良いというものではない。その他やむを得ない事情かどうかの判断は、障害福祉課請求担当に都度確認を受けること。

保護者の都合で当日急遽受け入れする場合は通常、やむを得ない事情には該当しない。

運営指導におけるよくある指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容

③個別支援計画の作成（書類の交付）

- ・個別支援計画を相談支援事業所に交付していない／交付した記録がなかった。

→いつ、どの事業所の誰に、どの児童のものを交付したかを記録。

- ・個別支援計画作成に係る個別支援会議録において、参加者、開催時間、開催場所及び個別支援計画原案に関する検討内容や担当者等の意見が明確に記載されていなかった。

→開催日時、開催場所、参加者並びに個別支援計画原案への検討事項、担当者、障害児及び保護者の意見を記載すること。

- ・個別支援計画について、見直し期間が6か月を経過しているものがあつた。

→少なくとも6か月に1回以上見直しを行うこと。（減算に該当）⁸

運営指導におけるよくある指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容

④サービスの提供記録

- ・ サービス提供記録について、サービス提供時間の記載がなかった。
- ・ 具体的な支援内容が記載されていなかった。
- ・ サービス提供の記録について、通所給付決定保護者の確認を受けていないものがあった。

→個別支援計画に基づき提供したサービスの具体的な支援の内容をサービス提供の都度記録し、通所給付決定保護者の確認を受けること。

運営指導におけるよくある指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容

⑤業務継続計画の策定等

- ・災害に係る業務継続計画について、「平常時の対応」として計画に定めていた「建物・設備の安全対策」や「必要品の備蓄」の状況が実態と異なっていた。

→計画に記載するのみで実態が伴っていない。事業所の設備等の事情と実施効果の両面から、実現可能性のある内容に計画を見直すか、計画に定めた内容を確実に履行すること。

人員配置のおさらい

人員配置のおさらいについて 手引きのご紹介

まずコレ見て！

遵守すべき基準、運営上の留意事項等の周知を目的に手引きを作成し、公表しています。お問い合わせの際は一読の後に不明点を質問ください。

障害児通所支援の人員基準等について (令和6年度報酬改定対応)

令和7年1月20日
姫路市役所 監査指導課
(2025年1月現在)

目次

1. 人員配置基準について
2. 常勤・非常勤・専従・兼務について
3. 児童指導員任用資格の要件について
4. 重心型事業所における機能訓練担当職員の配置について
5. 資格者証について
6. 児童指導員等加配加算について
7. 専門的支援体制加算について
8. 専門的支援実施加算について
9. 福祉専門職員配置等加算について

2

詳しくは姫路市ホームページ掲載資料「障害児通所支援の人員基準等について（令和6年度報酬改定対応）」を参照
URL <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002691.html>

人員配置のおさらいについて 手引きのご紹介

手引きの一部を
紹介！

⑤人員配置の考え方（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例2】要件を満たしている例②

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)	
営業時間	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
サービス提供時間		■	■	■	■	■	■	■			
人員基準職員 A (常勤)		有給休暇									
人員基準職員 B (非常勤)	■	■	■	■	■	■	■	■			
人員基準職員 C (非常勤)		■	■	■	■	■	■	■	■		
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人			

常勤職員が有給休暇を取得した日は、代替職員を充てることでサービス提供時間を通じて2人以上の配置を確保すること。

(注) 常勤職員の公休日、有給休暇取得日は、非常勤職員のみでサービス提供時間を通じて2人以上配置していれば人員基準を満たす。**(代わりの職員は常勤である必要はない)**
ただし、営業時間帯にサービス提供職員が不在となる時間帯がないようにすること。

人員配置のおさらいについて 手引きのご紹介

手引きの一部を
紹介！

1. 人員配置基準について

①児童発達支援・放課後等デイサービス（児童発達支援センター以外）

※ 主として重症心身障害児以外を通わせる場合

職種	必要となる員数	配置要件
管理者	1人	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
児童発達支援管理責任者	1人以上	1人以上は専任かつ常勤
従業者 児童指導員又は保育士	利用者の合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上	・1人以上は常勤 ・サービス提供時間を通じて配置
	①障害児の数が10まで2人以上 ②障害児の数が10を超えるもの2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	・機能訓練担当職員もしくは看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援（放課後等デイサービス）の単位毎にその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援（放課後等デイサービス）の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
機能訓練担当職員		機能訓練を行う場合、その時間帯のみ配置
看護職員		医療ケアを行う場合、その時間帯のみ配置 ※

※ 医療的ケア児の基本報酬の算定に必要な人員配置の詳細は、労働省より発出された『医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（令和3年12月14日現在）』を参照してください。

人員基準の確認
できます。

3. 児童指導員任用資格の要件について

児童指導員の資格については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に該当する者としている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

号	要件	必要書類
1	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	①卒業証明書の写し等
2	社会福祉士の資格を有する者	①資格者証の写し
3	精神保健福祉士の資格を有する者	①資格者証の写し
4	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	①卒業証明書の写し等 (学科の履修が確認できるもの)
5	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	①大学院への入学が認められた 証明書類 (学科履修が確認できるもの)
6	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	①卒業証明書の写し等 (研究科等の履修が確認できるもの)

※ 実際の届出にあたっては、上記のほかに勤務形態一覧表を提出してください。

※ 証明書に記載された氏名を記載してください。

21

児童指導員の資格要件
確認できます。

他にも各種代表的な加算の要件、常勤や専従の定義等、色々な情報が記載されています。

人員配置のおさらいについて

こんなところに落とし穴、、、の紹介

事例 1

放課後等デイサービス事業所において、営業日であるが、利用児童がいない日であったため、児童指導員又は保育士を配置しなかった。

※事例は実際にあった事例を基に作成した架空の内容です。



落とし穴は次へ

人員配置のおさらいについて

こんなところに落とし穴、、、の紹介

落とし穴、、、

実際に利用する児童がいなくとも定員数に応じた児童指導員又は保育士を配置しなければなりません。（重心型の場合は、児童指導員又は保育士及び看護職員）

配置していない場合は人員欠如に該当し、欠如した割合に応じてサービス提供職員欠如減算の対象となります。

・ 午前、午後で切り分け児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する多機能型事業所において、一方のサービス提供時間中に利用児童がいない状況でも、全てのサービス提供時間を通じて直接処遇職員を必要数配置しなければなりません。

人員配置のおさらいについて

こんなところに落とし穴、、、の紹介

事例 2

事例 1 の状況で該当月において、人員基準を満たしていない割合が 1 割の範囲内であり、該当の月の翌月には適切に人員が配置されていたため、サービス提供職員欠如減算には該当しなかった。
当該事業所は児童指導員等加配加算を算定していた。

※事例は実際にあった事例を基に作成した架空の内容です。

落とし穴は次へ

人員配置のおさらいについて

こんなところに落とし穴、、、の紹介

落とし穴、、、

児童指導員等加配加算の要件に「給付費の算定に必要とする員数に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置し、支援を行った場合に算定」とあることから、人員基準を一部でも満たすことができない場合は、当該月における児童指導員等加配加算の要件を満たさないとし、当該加算の報酬を返還することとなります。

- ・同種の加算である専門的支援体制加算も同様の扱いとなります。（両加算は俗に加配加算と呼ばれます。）
- ・人員欠如の対象は児童発達支援管理責任者も含まれます。児童指導員又は保育士、加配加算対象職員の欠如がなくとも児童発達支援管理責任者が常勤配置されていない場合等は加配加算を算定できません。

人員配置のおさらいについて

落とし穴にはまらない為に

- 1 勤務形態一覧表予定表を、人員基準、加配加算の要件を理解しながら、要件を満たすように、余裕を持ってあらかじめ作成する。
- 2 事業所内で複数人による確認を行う。
- 3 月が替われれば請求事務の前までに勤務形態一覧表実績表を作成し、予定表との差異を比較し、再度人員基準、加算の要件を満たしているか確認する。**特例超過による日々の受け入れ人数に注意！**
- 4 問題ないことを確認の上、請求事務を行う。問題がある、疑義がある場合は請求前に監査指導課に確認する。※原則メールで！

上記4が出来ていないと、要件を満たしていない状態で請求をしてしまい、過誤調整が必要になってしまいます。**請求は根拠に基づき行うこと**を肝に銘じてください。ここでいう根拠は、適切な配置であったことを証する勤務形態一覧表や出勤簿等となります。

お知らせ・情報発信

届出書等の標準様式について

(1) 概要

令和8年4月1日より、指定の申請や変更の届け出等（以下「指定申請等」という。）の手続については、こども家庭庁、厚生労働省が定める様式（標準様式）により行うものとされました。なお、令和8年3月31日までに指定申請等の手続を進める事業所においては、従来の様式を用いた場合でも、改めて標準様式による申請を求めません。姫路市ホームページでは随時様式の差し替えを行っています。

令和8年度以降標準様式で提出を求めるもの 令和8年2月26日時点

様式名	ホームページへのアップ 状況
別紙様式第一号 指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所 指定申請書、指定更新申請書、指定変更申請書	済
各種付表	済
勤務形態一覧表 ※障害児通所支援事業所は従来の様式を使用。	
参考資料1（主たる対象者を特定する理由等）	未（令和8年3月1日公表予定）
参考資料2（苦情解決処理の概要）	
参考資料3（誓約書）	

こども性暴力防止法施行について

こども性暴力防止法の施行に伴う、今後対応が求められる事項

令和8年
(2026)
12/25
施行



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point 1 制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。

Point 2 性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point 3 制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、**採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。



義務対象

対象事業

- 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



対象業務

- 教員、部活動指導員
- 保育士
- 児童指導員
- 児童発達支援管理責任者 など



障害児通所支援事業所も対応が求められます。

こども性暴力防止法施行について

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- **安全確保措置** …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- **犯罪事実確認** …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- **防止措置** …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- **情報管理措置** …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、**配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、**

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
 - ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**
- 等の対応を、**制度開始前のいまから**事前に行っておくことが重要です。

詳細はこども家庭庁ホームページを参照

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

令和7(2025)年度

年内～年明け

ガイドライン
策定

令和8(2026)年度

12月

アカウント登録
開始(予定)

法施行

いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが重要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

ご清聴ありがとうございました

